

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

様式

作成日 2025/10/1

最終更新日 2025/10/1

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025/10/1
国立大学法人名		国立大学法人神戸大学
法人の長の氏名		藤澤 正人
問い合わせ先		総務部総務課 (078-803-5286 gnrl-soumu@office.kobe-u.ac.jp)
URL		https://www.kobe-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		第129回経営協議会（令和7年9月26日開催）において、全原則の適合状況等について説明を行い、審議了承を得た。
監事による確認	更新あり	適合状況等について説明を行うとともに意見聴取し、以下の意見を得た。 【確認結果】 ガバナンス・コードのすべての原則について適合していることを確認した。 【補足意見】 更なるガバナンス体制の強化・進化に向けて以下の向上策を検討頂きたい。 ①ブランド戦略【原則1－1関係】 KU VISION2030との平仄を取りつつ、ステークホルダーが理解しやすい用語とメリハリのついた事業戦略の伝え方を工夫頂きたい。 ②中期目標・中期計画の進捗確認【補充原則1－2④関係】 ・自己点検・評価に関してはアウトカムを具体的に検討頂きたい。 ③中期財務計画【補充原則1－3⑥（3）関係】 ・令和4年度に策定されているが、本学を取り巻く環境や財務状況が計画策定時から大きく変化しており、年次毎に見直した結果をステークホルダーに公開することも視野に検討を頂きたい。 ④法人経営人材の育成【補充原則1－4②関係】 ・事業戦略の立案、財務戦略を軸にしたビジネススキルの育成の更なる強化をお願いしたい。
その他の方法による確認		行っていない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施している。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		・第4期中期目標・中期計画の策定にあたっては、経営協議会に諮り学外委員からの意見を取り入れるなど、社会の要請の把握に努めた。 ・ビジョン、中期目標及び戦略を実現するための道筋となる中期計画については、本学ウェブサイトにて公表している。 ・神戸大学創立120周年記念募金趣意書等にビジョンを示し、企業・団体の皆様、共同研究や協定など提携する諸法人の皆様、また国際社会や各界、地域の方などにも丁寧に説明を行っている。 ・本学の教育・研究の目指すべき姿や取組等を広く分かりやすくステークホルダーに示し、本学のビジョンを実現していくために、第4期中期目標期間を含めた2030年に向けた「KU VISION 2030」を担当理事・担当課と意見交換を進めながら作成している。
補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		・目標・戦略の進捗状況とその検証結果、及び改善に反映させた結果等について、第3期中期目標期間においては各事業年度の「業務の実績に関する報告書」を作成・公表していた。第4期中期目標期間においては、国立大学法人法の一部改正に伴い、年度計画及び年度評価が廃止されたことも踏まえ、中期計画の進捗状況に関して自己点検・評価を行い、その結果を毎年度公表している。 (国立大学法人評価) https://www.kobe-u.ac.jp/info/project/evaluation/policy-kokuritu.html (自己点検評価) https://www.kobe-u.ac.jp/info/project/evaluation/jikotenken.html
補充原則 1－3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		・国立大学法人法では、経営に関する重要事項については経営協議会において、教育研究に関する重要事項については教育研究評議会において、それぞれ審議等を行うことが明確に区別されており、本学においても法に則って会議を運営している。なお、経営面と教育研究面の双方に関係する事項については、両会議において審議又は報告を行うこととしている。その上で、役員会においては、両会議等の審議結果等を踏まえ、多角的な観点から適切な判断を実施している。 ・経営協議会規則や教育研究評議会規則に規定されている審議事項により、経営に関するものは経営協議会で、それ以外のものについては教育研究評議会にて審議することが明記されており、それぞれの組織の権限と責任体制を明確にしている。

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		・教員・職員の適切な年齢構成の実現に関しては、テニュアトラック制度等の各種若手教員支援制度及び早期退職制度の活用により適切な年齢構成の実現を図っている。また、性別・国際性・障がいなどの属性や特性にかかわらず、それぞれの個性や能力を発揮できる環境整備を、「神戸大学ダイバーシティ推進宣言」として発出し、女性教員を増やし、教育・研究において女性がより活躍できる雇用環境の整備を行うための「神戸大学行動計画」や、仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするための「神戸大学次世代育成支援行動計画」を策定している。さらに、障害を理由とする差別の解消に関する推進体制等を整備するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を定めている。 ・令和4年4月にインクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンターを設置し、これまで健康管理センター、キャンパスライフ支援センター及び男女共同参画推進室が各々で担っていた機能、業務を集約するとともに、本学のダイバーシティ及び保健管理に関する施策を推進している。
補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		・令和4年3月に中期財務計画を作成した。中期財務計画では、神戸大学の教育研究診療機能を向上させるための戦略的投資と、その投資を支える資金調達を計画し、財務計画の全体像を示している。 ・中期財務計画に基づく予算編成を行うなど、財務マネジメントに活用している。 （中期財務計画） https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/outline/financial-plan
補充原則 1－3⑥（4）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	・研究成果等については、神戸大学データ資料集（https://www.kobe-u.ac.jp/info/outline/datashiryoushuu/index.html）により学術論文数の推移や競争的外部資金の獲得状況など、成果の概要を示すとともに、ニュースサイト「News 見つかる、広がる。知×人の発信拠点」、広報誌「風」及び各部局HPにて優れた研究成果等を積極的に発信している。 ・本学では、コスト削減活動（全学プロジェクト活動）の一環として平成29年度に教育コストの見える化、平成30年度には教育研究コストの見える化に取り組んだ。その成果は、令和元年度に作成した統合報告書において「コストの見える化に向けた取り組み」として紹介（財源別の教育研究コスト）するとともに、ステークホルダーとの対話の場であるシンポジウム「シンダイシンポ2019」でその内容を報告した。令和2年度以降も「教育・研究に係るコストの見える化」を進め、統合報告書を通じて公表している。 （ニュースサイト「News 見つかる、広がる。知×人の発信拠点」） https://www.kobe-u.ac.jp/ja/news/article （統合報告書） https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/outline/ir

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		・ 大学全体の戦略に関する企画立案機能を強化するため令和3年4月に設置した「戦略企画室」には、教育・研究・財務等、各分野の基本的戦略の立案を担う部門を置き、戦略案を迅速に策定できる検討体制を構築している。 ・ 「事務職員の人事異動等に関する方針」において、事務職員を将来の幹部職員として大学全体で人材育成を行うことを表明、実行している。また、組織の長の選考に関しては「神戸大学組織の長の選考に関する人事方針」を定めるとともに、部局においてマネジメント経験のある教員を副学長や学長補佐に登用し、部局から全学へと段階を踏んでマネジメント業務を経験させることにより、人材育成を行っている。こういった一連の取組を「国立大学法人神戸大学の経営人材育成の基本方針」として令和3年9月に策定した。 ・ 経営人材の育成については、「国立大学法人神戸大学の経営人材育成の基本方針」に基づき行っている。教職員への経営実務経験の機会提供については、本基本方針において「戦略企画室の各部門に構成員として参画させ、法人の意思決定に関わる議論に参加することで法人経営を体感的に学ぶ機会を提供する」としている。
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		・ 法人の長を補佐するための理事や副学長等の人材は、主に部局長等経験者が就任し、部局運営のマネジメントを経験した人材を配置している。執行部（理事、副学長）については、各担当を決め、責任・権限等を明確にしており、ホームページで公表している。 （学長・役員等） https://www.kobe-u.ac.jp/info/organization/president/index.html
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		・ 学長の意思決定を支え法人の適正な経営を確保するために、役員会で決定する審議事項は、事前に戦略企画室会議、役員懇談会、部局長会議、教育研究評議会で十分な検討・討議を行った上で審議している。 議事要録はホームページに公開している。 （議事要録） https://www.kobe-u.ac.jp/info/public-info/minutes/board-of-directors/index.html

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2-4-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		・学外理事（非常勤）を登用し、外部経験を有する人材の経験と知見を大学経営に活用している。 ・外部の視点から意見を取り入れ、大学が経営層の厚みを確保するために、学外理事は行政経験者、産業界から人材を登用している。この登用方針に相応しい人材を選任していることが明確になるように学外理事の経歴についてはホームページに公表している。 （学長・役員等） https://www.kobe-u.ac.jp/info/organization/president/index.html
補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		・選任にあたっては、国立大学法人法に基づき、経営について専門性を有するだけでなく、大学について高い識見を有す方であること、また、多方面から参画いただくことを企図して、地元自治体である兵庫県及び神戸市の各首長、企業関係者及び行政経験者からそれぞれ複数名、その他、同窓会、マスメディアから少なくとも 1 名、合計 11 名就任いただいている。 また、委員には、会議スケジュールを前年度に周知し、Web 会議を併用することで、多くの委員が出席し意見をいただくことができるよう会議開催の方法に工夫を凝らしている。さらに、審議事項について事前に資料を送付し意見をいただき、会議当日の議論する時間を十分確保することで活発化する仕組みを構築している。なお、経営協議会の議事については、教育研究評議会で報告し、議事要録をホームページ上で公開している。
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	・学長の選考については、意向投票結果だけでなく、推薦書類等や学長選考・監察会議委員と候補者の面接、学長選考基準などを勘案し学長選考・監察会議で選出している。また、基準、選考結果、選考過程及び選考理由をホームページで公表している。 ・学長選考・監察会議における審議の状況については、議事要録を作成し、ホームページで公表している。 （学長選考について） https://www.kobe-u.ac.jp/info/public-info/selection/index.html
補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		・学長の任期は、国立大学法人神戸大学学長選考規則で 4 年、再任の場合は 2 年と規定されている。中期目標・中期計画最終年度に新学長が就任するサイクルとしており、適切な期間となっている。また、再任についてもこの点を考慮した期間（2 年）を設定し、継続して 6 年を超えることができない規定となっている。これらのことは、国立大学法人神戸大学学長選考規則に定め、神戸大学規則集に掲載し公表している。 （神戸大学規則集） http://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/aggregate/catalog/index.html

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		・学長の解任手続きは、「国立大学法人神戸大学学長解任規則」及び「国立大学法人神戸大学学長解任意向投票実施要項」を定めている。またこれらの規則及び要項については神戸大学規則集に掲載することで、学内外に公表している。 (神戸大学規則集) http://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/aggregate/catalog/index.html
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		・学長の 1 期目（4 年）における 2 年終了時及び 4 年終了時、並びに 2 期目の終了時に業務執行状況の確認を行い、結果をホームページに掲載して公表している。 (学長選考について) https://www.kobe-u.ac.jp/info/public-info/selection/index.html
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		・学長選考・監察会議の学外委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有している経営協議会学外委員から 9 人を選出している。学内委員は教育研究評議会において投票により選出された学長選考・監察業務に係る高い識見を有している者 9 人を選出している。これら選任方法や選任理由を委員名簿とともにホームページに掲載して公表している。 (学長選考について) https://www.kobe-u.ac.jp/info/public-info/selection/index.html
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		・大学総括理事は設置していない。
基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		・「国立大学法人神戸大学内部統制実施規則」を制定し、内部統制の仕組みを整備・実施する運用体制を公表している。 ・従来から内部統制システムの整備・運用を行っているが、より全教職員へ周知できるよう徹底していくこととする。 ・神戸大学の使命、憲章、ビジョンを公表し、各活動の健全性を保つべく統制を行っている。 (国立大学法人神戸大学内部統制実施規則) https://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/act/110000672.html

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	・大学として公開すべき事項をホームページ上の一か所に集約することで分かりやすい情報公表に努めている。 ・本学の研究成果や産学連携、社会貢献活動など、ホームページ上で分かりやすく、かつ積極的に情報発信を行っている。 (情報公開) https://www.kobe-u.ac.jp/info/public-info/index.html
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		・大学のブランドを確立するために、情報発信内容に応じた広報媒体（プレスリリース、記者会見、SNS 等）を駆使することで積極的かつ効果的に情報を発信している。 ・ラジオ関西において「神戸大学☆夢ラボ」（毎週日曜日放送）をスタートし、SDGsと地域連携を大きなテーマに掲げ、研究者の紹介や研究成果など、本学が持つ「知」を広く情報発信している。 ・戦略的かつ包括的な広報活動を通じて、情報を届けるターゲットとなるステークホルダーに届く最善の方法を考えるアウトカム重視型の広報を行っている。大学のレピュテーションを構築・管理し、神戸大学のブランディングに寄与するために分散されている広報活動に一貫性・透明性を与えることに注視している。
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		・神戸大学教育憲章に基づき、大学及び各学部・研究科においてディプロマ・ポリシーを定め、それぞれの課程を通じて身につけるべき能力を明示している。また、その能力を学生が獲得するための教育課程の編成等を示すカリキュラム・ポリシーや、入学者受入方針を明示したアドミッション・ポリシーをそれぞれ定め、各ポリシーを大学のホームページに掲載し、公表している。また、資格試験の合格状況や学生の進路状況、学生の満足度についても、各調査結果を大学のホームページで公表している。 (学位授与に関する方針 ディプロマ・ポリシー) https://www.kobe-u.ac.jp/ja/academics/policy/diploma/ (教育課程の編成及び実施の方針 カリキュラム・ポリシー) https://www.kobe-u.ac.jp/ja/academics/policy/curriculum/ (入学者受け入れ方針 アドミッション・ポリシー) https://www.kobe-u.ac.jp/ja/admissions/undergraduate/requirements/ (進路状況・学生の満足度等) https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/public-information/education/student/

記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.kobe-u.ac.jp/info/public-info/disclosure/law22/index.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.kobe-u.ac.jp/info/public-info/hosp/index.html ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.hosp.kobe-u.ac.jp/about/activity/anzen.html